

# 退院調整ルールに関する病院・ ケアマネ対象アンケート調査結果について

令和8年1月19日（月）

県北保健福祉事務所 高齢者支援チーム

# ケアマネ対象アンケート調査結果

## ◇目的：

県北医療圏退院調整ルールの運用状況を把握し、必要に応じてルールの見直しを行うため、病院とケアマネージャー間の退院調整の現状把握を目的とした

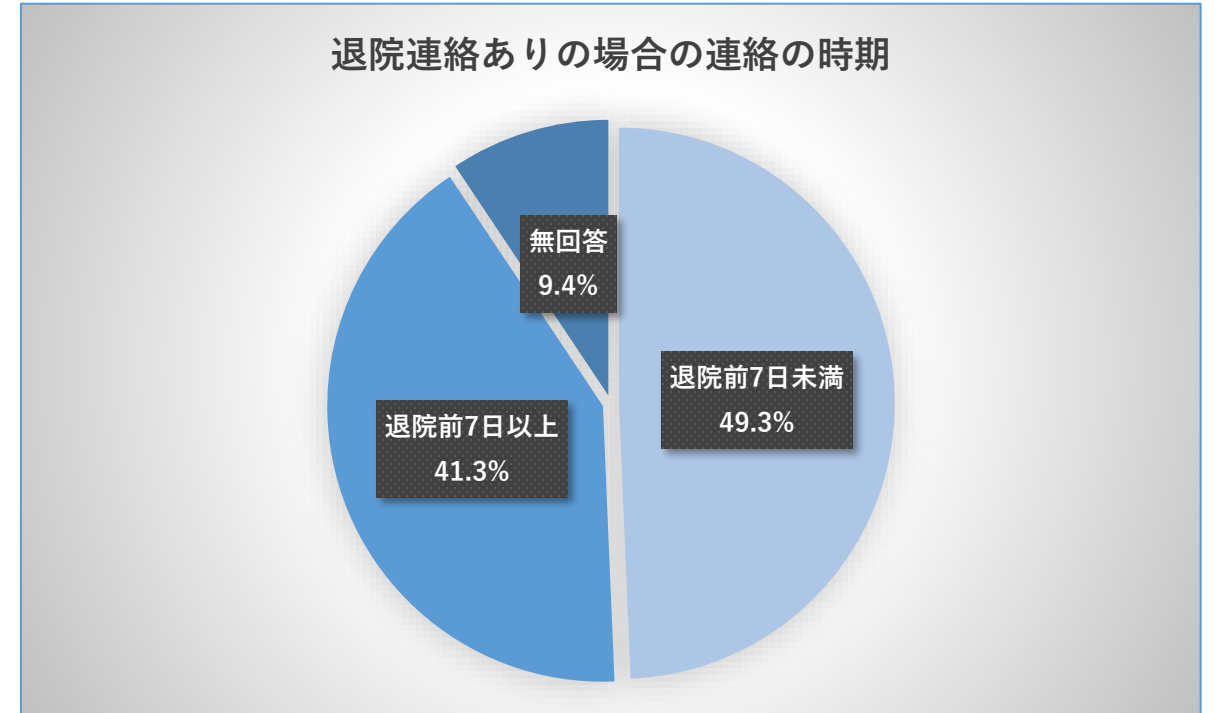
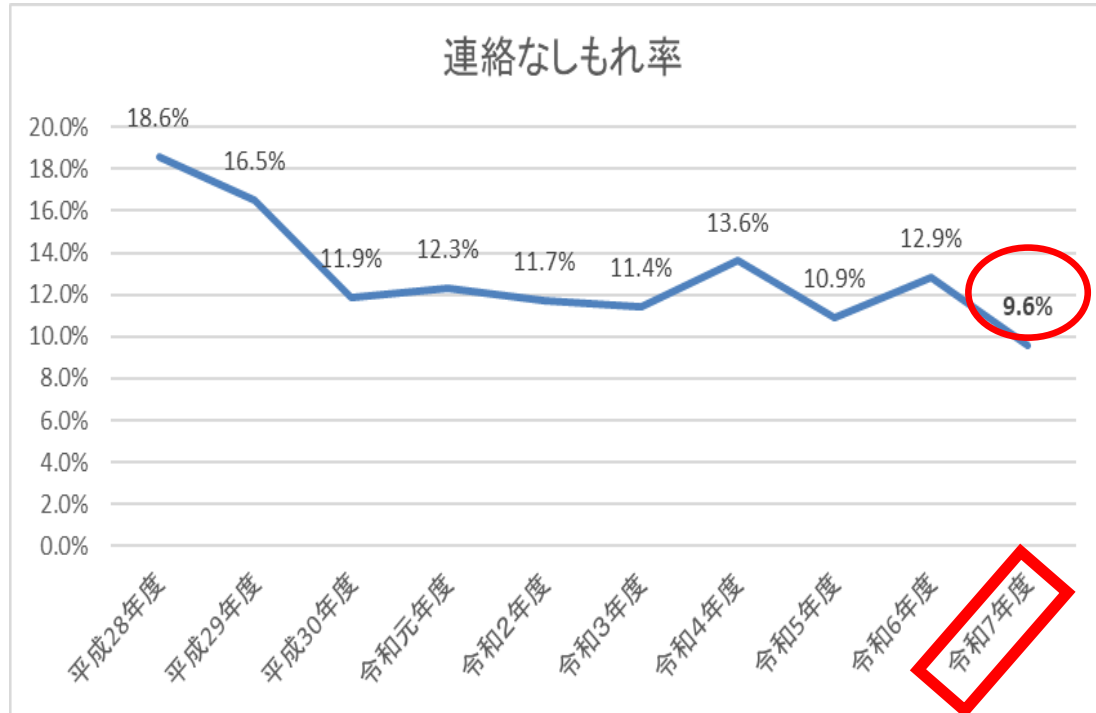
◇対象期間：令和7年6月～7月

◇調査対象：居宅介護支援事業所：133か所  
地域包括支援センター：39か所

## ◇回答数（回答率）

- 居宅介護支援事業所：127か所（95.5%）
- 地域包括支援センター：38か所（97.4%）

# 退院連絡の状況（事業所票）



# 自由記載より (課題と感じていること等)

## ●**急な入退院、施設入所等への変更**

- ・急な入退院で調整が難しい。
- ・入院後、転院または施設入所。

## ●**連絡なし・遅れ**

- ・入退院時連絡がない、(または)遅れがあり、事後に家族(または訪看等)から情報を得たこともあり。

## ●**カンファレンスやサマリー等退院前の調整**

- ・受け入れ相談時の入院時情報を事前に知りたい。
- ・時間があまりなく、退院時カンファレンスができず情報が少なかった。

## ●**病院内の連携**

- ・相談員、看護師、家族の情報が共有されていないため、退院日の把握に時間がかかった。

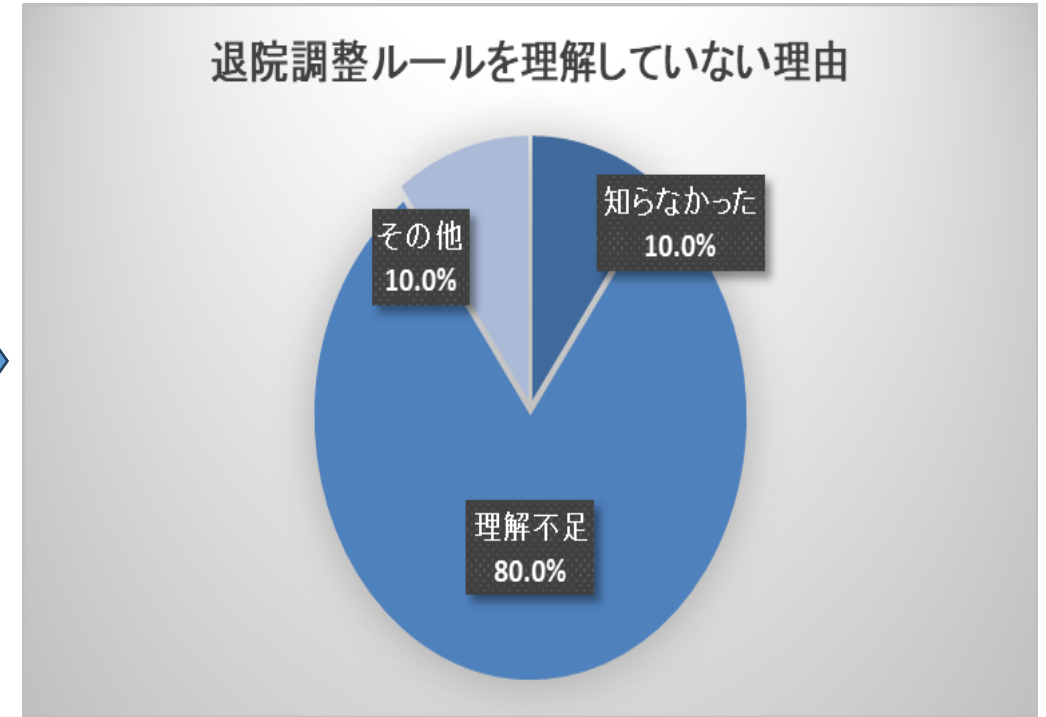
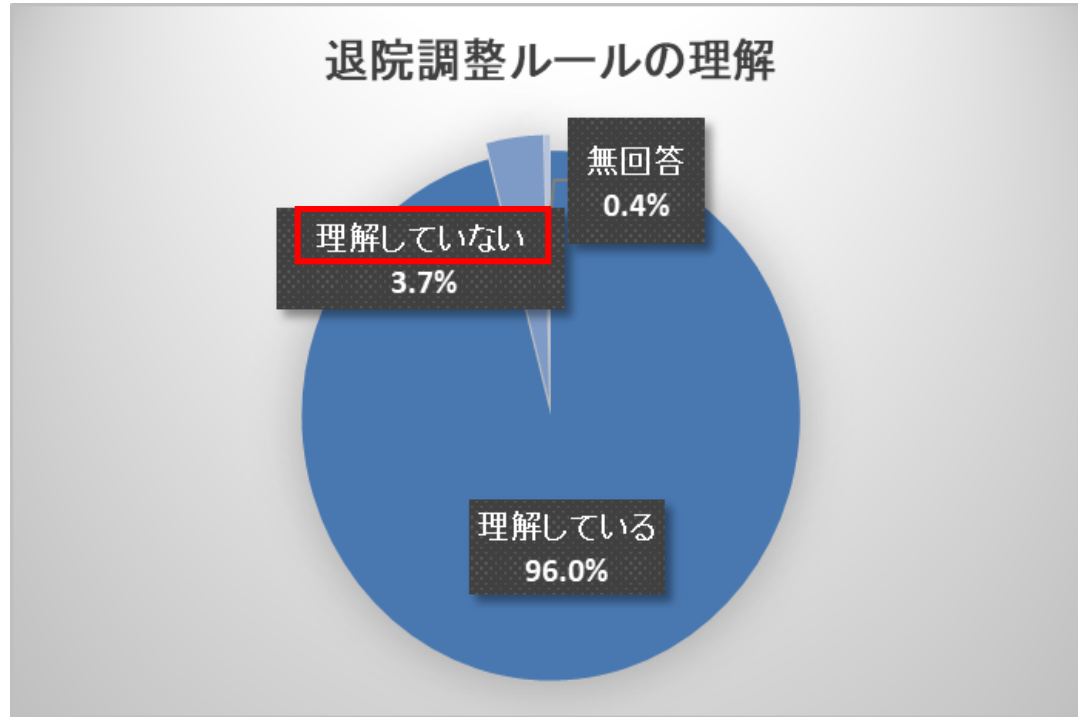
## ●**短期入院**

- ・1泊2日や3~4日の短期入院の際、情報提供が間に合わない。

[その他]

- ・家族は退院を不安に思っていたが、相談員は問題なしと思っていた。
- ・地域包括より引き継いだため、入院時の手続きができなかった。

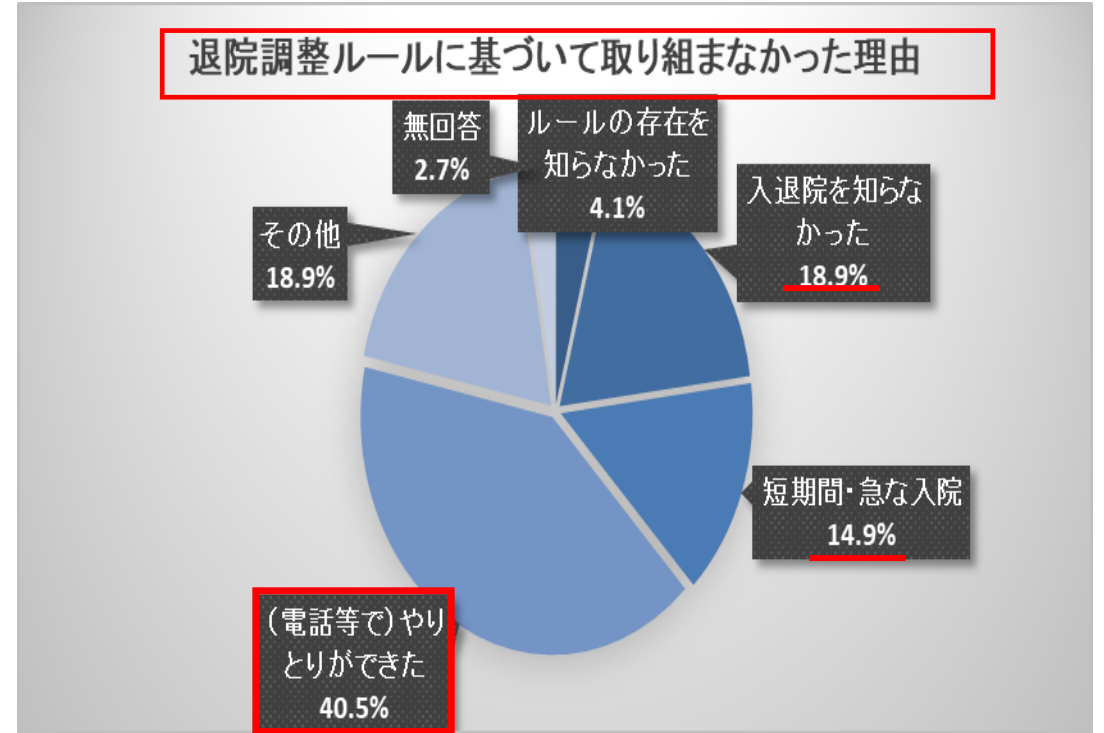
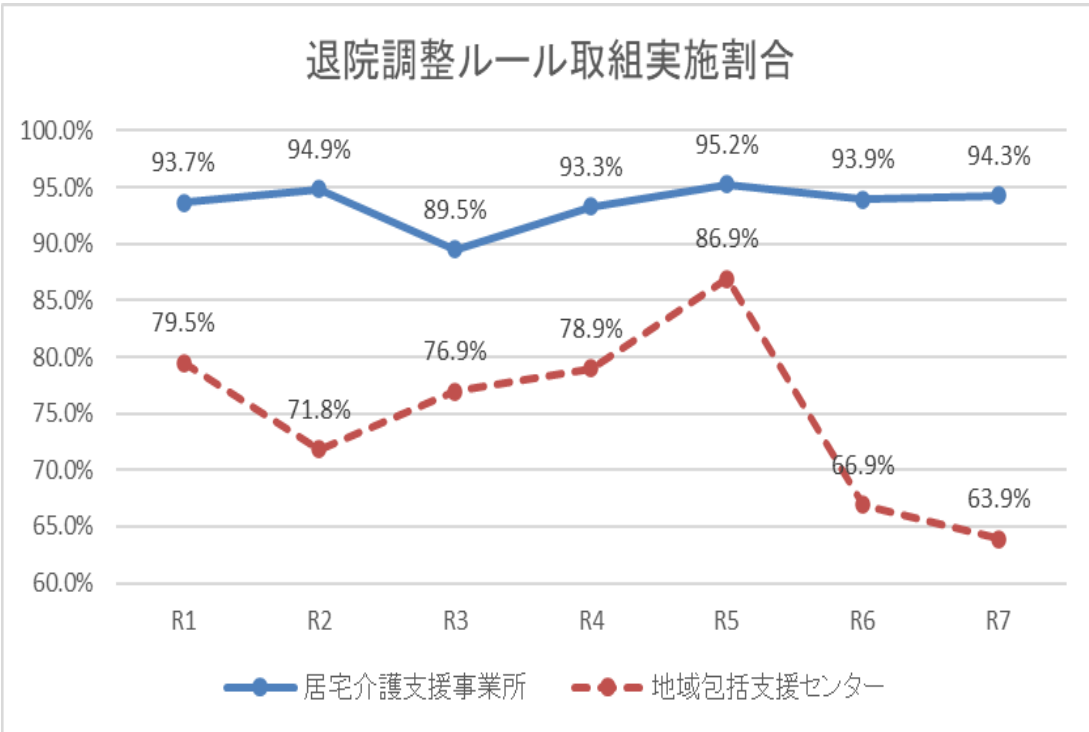
# 取組状況（個人票）



## 【その他理由】

- ・存在は知っているが、内容がわからない。
- ・ケアマネ業務に携わってまだ間もないので理解しきれていない。

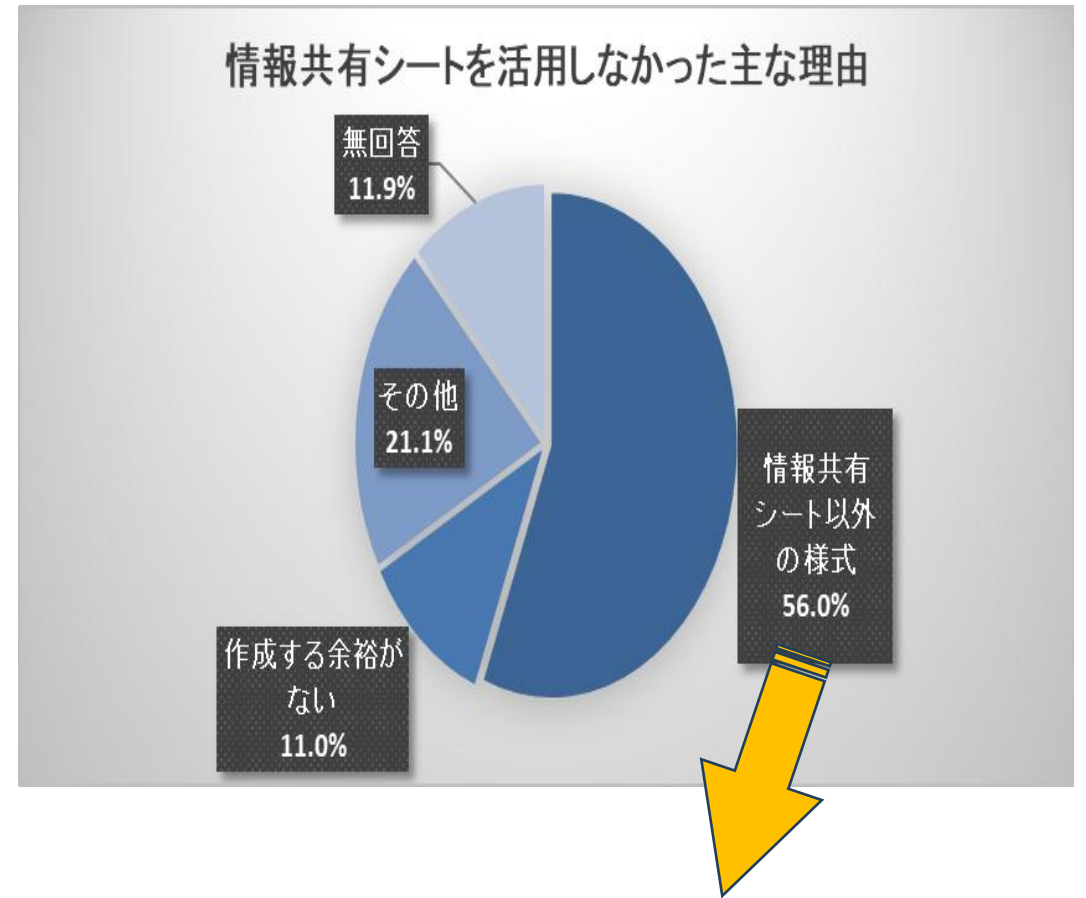
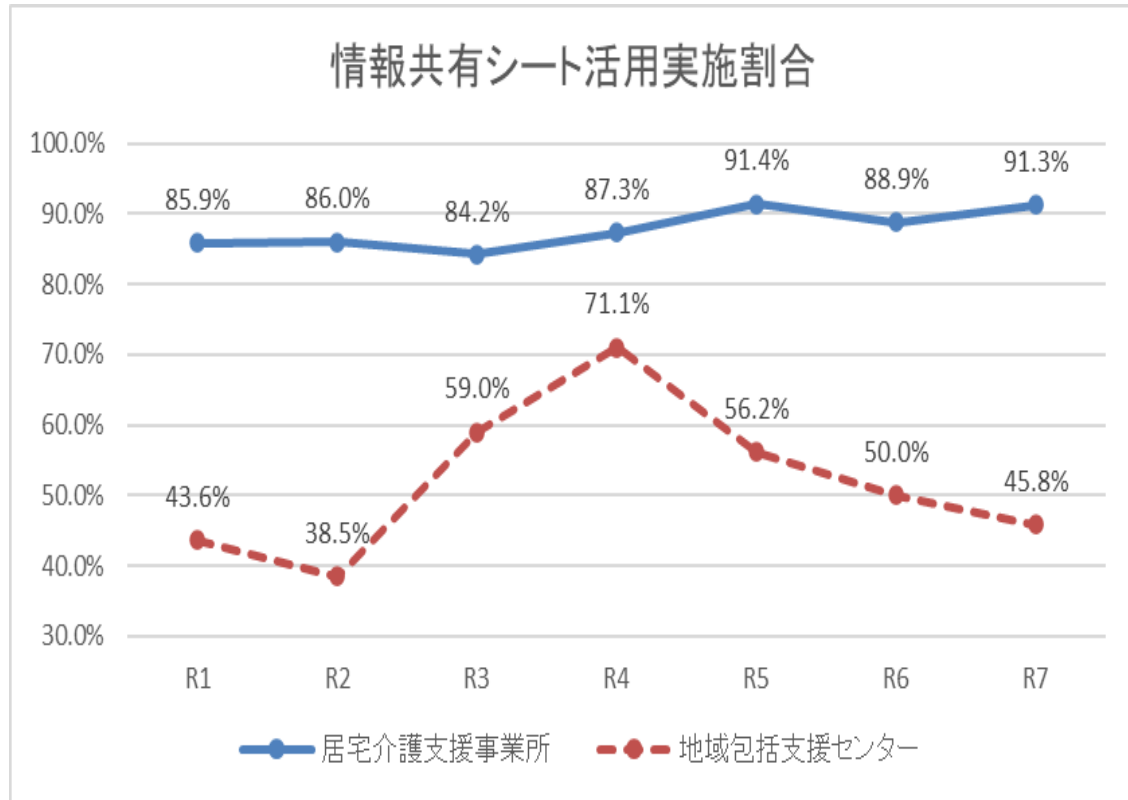
# 取組状況（個人票）



## 【その他理由】

- ・ 短期間やかかりつけ医の医療機関への入院の際は情報共有シート不要と回答いただく場合が多く、電話でのやり取りを退院調整ルールとみなして対応
- ・ 病院へ訪問しMSWなどと情報共有を行えた
- ・ 介護認定が決まらないうちに入院
- ・ 入退院した利用者がいなかった

# 取組状況（個人票）



## 【共有シート以外の様式の種類】

- ・実態把握表
- ・独自様式
- ・フェイスシート、アセスメントシート
- ・リハビリテーション報告書と看護サマリーの利用
- ・入院情報シート
- ・厚労省の様式 など

## 情報共有シートを活用しなかった理由（その他）

- 医療機関からの送付依頼がなかったため
- 短期間の入院のため
- 退院後の事後報告であったことから作成できず
- 電話でのやりとりをしたため
- 急な入院ではなく、病院側から連絡が来ていたので今回は使用していない。
- 転院のため、病院間での共有ができていた。 など

# うまくいっていること・工夫していること (個人票)

## 【地域医療連携室、MSWとの連携、早めの情報共有】

- 退院調整ルールがあることで、病院の相談員と情報のやり取りができるため調整しやすくなった。
- 医療機関相談員と連携は図りやすくなり連絡もスムーズである。情報提供FAX後、直接電話で話をするようにしている。

## 【カンファレンスによるスムーズな退院支援】

- 退院時カンファレンスは積極的に参加するようにし、顔の見える関係づくりを大切にするように心がけている。

## 【情報共有シートや独自様式の活用】

- 情報共有シートを活用することで医療機関との連携がとりやすい。退院時期についても事前に連絡が欲しいことをお願いしやすい。
- 固定の様式しか認めないとは言われていないことで、担当者が休みの際も作成済みのフェイスシート、アセスメントシートを出勤している職員で送信し早めに医療機関との連携が図られている。
- 情報共有シートがあることにより、要点が整理された情報交換が可能になっている。

## 【退院調整ルールの活用】

- ルールを用いることで、後（のち）の生活のイメージが付きやすい。
- 退院調整ルールが開始され、互いに情報共有するメリットということに対して重要性を感じていると思われる。
- 情報提供することが目的ではなく、質の向上につながられていると思う。

## 【その他】

- 在宅での情報や家族の性格を含めた情報を伝えられ、円滑に退院できるようになった。
- 本人の意向、家族の意向を病院側へ伝えることで、病院側でも再度確認していただいだけ、退院時の支援がスムーズに行えている。

# 病院対象アンケート調査結果

## ◇目的：

県北医療圏退院調整ルールの運用状況を把握し、必要に応じてルールの見直しを行うため、病院とケアマネージャー間の退院調整の現状把握を目的とした

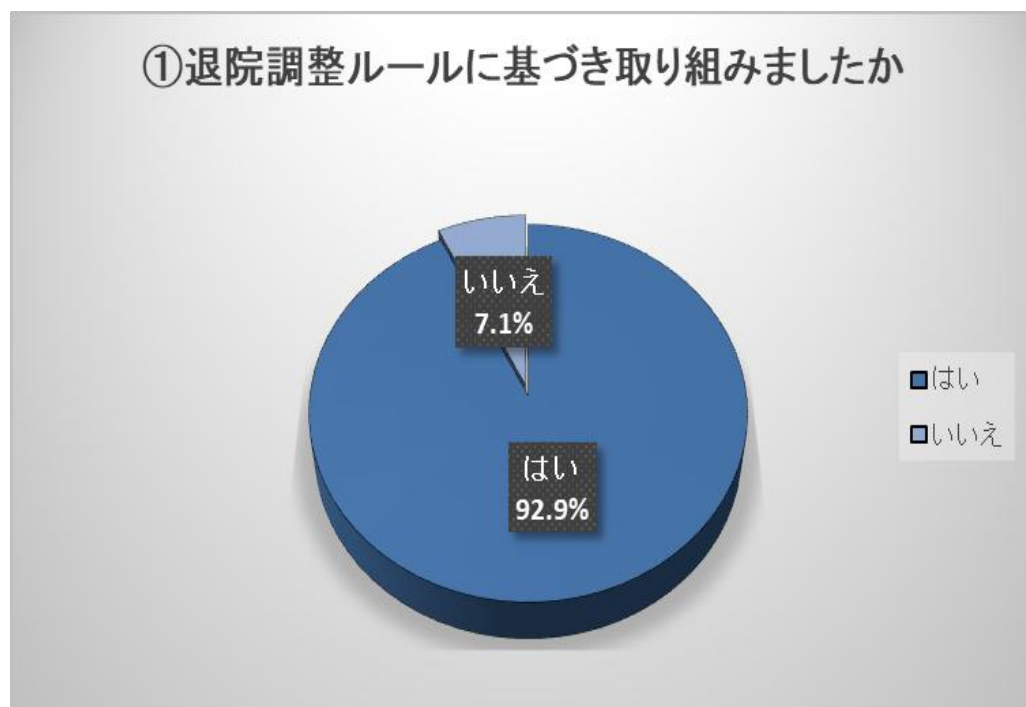
◇対象期間：令和7年7月

◇調査対象：退院調整ルール参加医療機関 28か所

◇回答数（回答率）

28か所（100%）

# 退院調整ルール取り組み状況・ケアマネとの連携



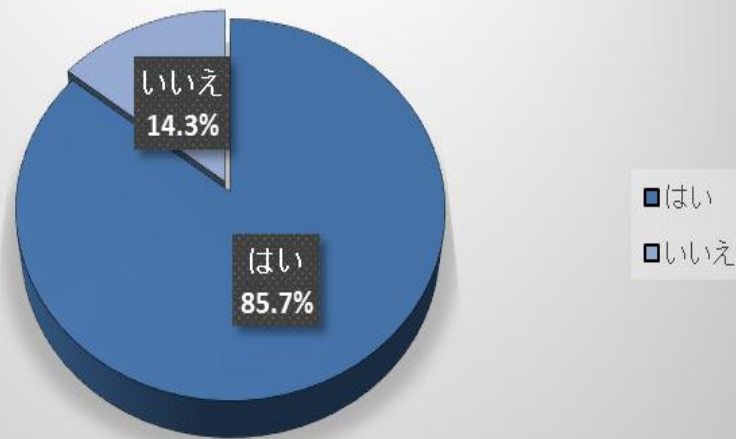
「いいえ」と回答した理由

- 個別対応
- 退院支援の必要性に応じて連絡しているため、介護保険を利用しているすべての患者のケアマネには連絡していない。

※全体の約9割は  
ルールに基づいて取り組んでいる

# 退院調整ルール取り組み状況・ケアマネとの連携

②情報共有シートは活用しましたか



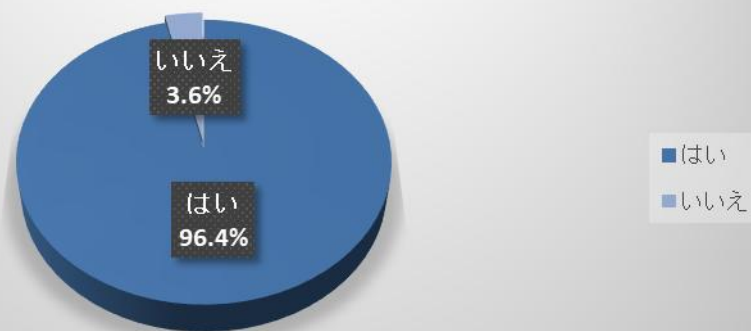
## 「いいえ」と回答した理由

- 看護サマリーや連携シート
- ほかツールの活用

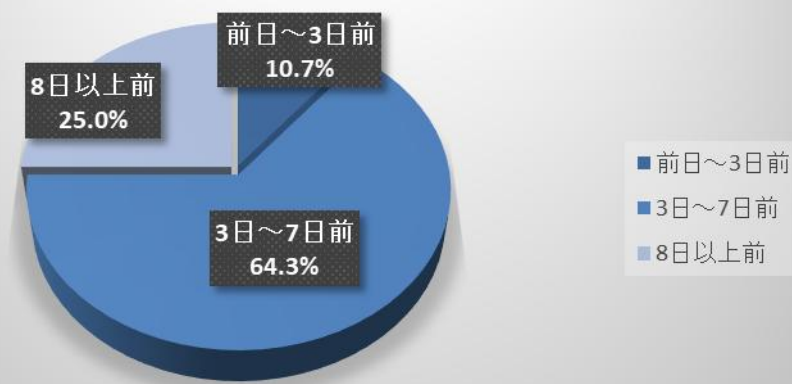
等

# 退院調整ルール取り組み状況・ケアマネとの連携

③退院前・退院時カンファレンスを開催する際、担当のマネージャーへカンファレンスの出席を依頼しましたか。



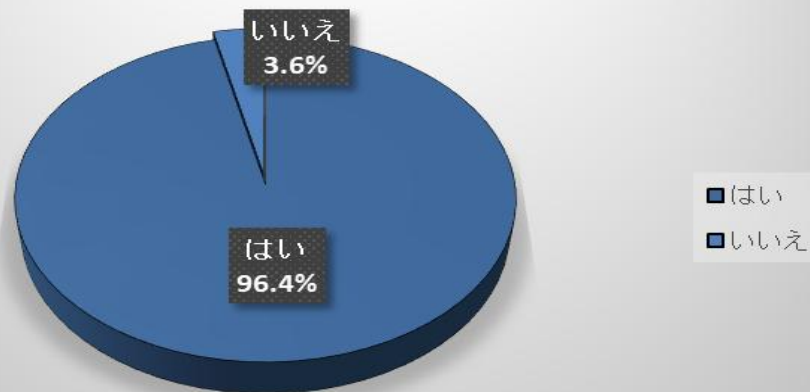
④ケアマネージャーへ出席を依頼した時期はいつですか



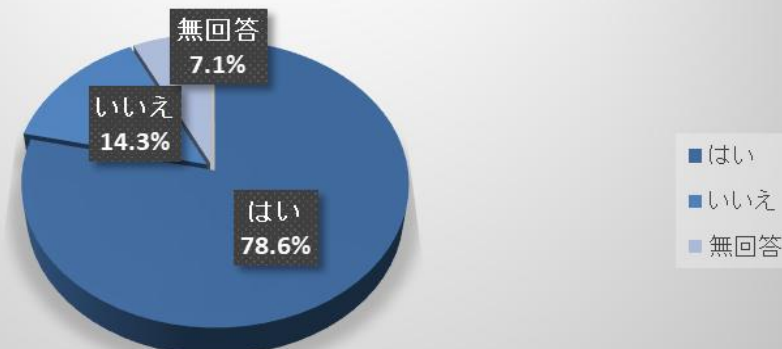
- 全体の8～9割で（最低でも）3日前までに事前にカンファレンスへの出席を依頼している。

# 退院調整ルール取り組み状況・ケアマネとの連携

⑤ケアマネージャーへ出席を依頼し、担当ケアマネージャーの出席はありましたか。



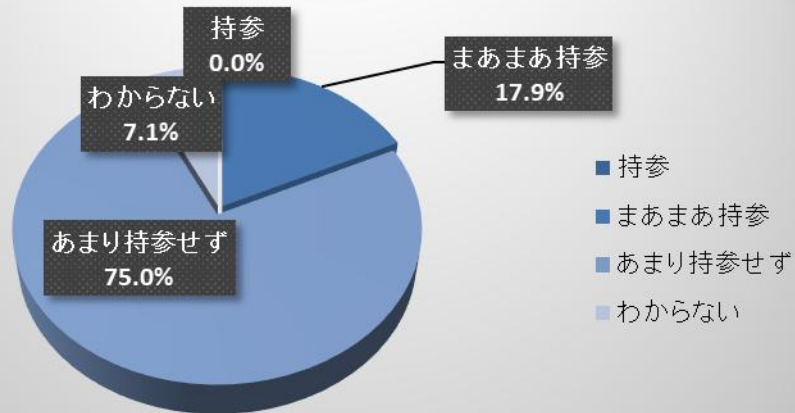
⑥ケアマネ未定時の事業所との連携は退院調整ルールがあることにより、取りやすくなっていますか。



- ・ケアマネへの出席依頼によるカンファレンス等への出席率は9割超
- ・病院/事業所間のやり取りのしやすさについては、ルールがあるという理由だけでなく、ルール制定前から事業所とのやり取りがなされていたがゆえに判断しがたいといった声もある。

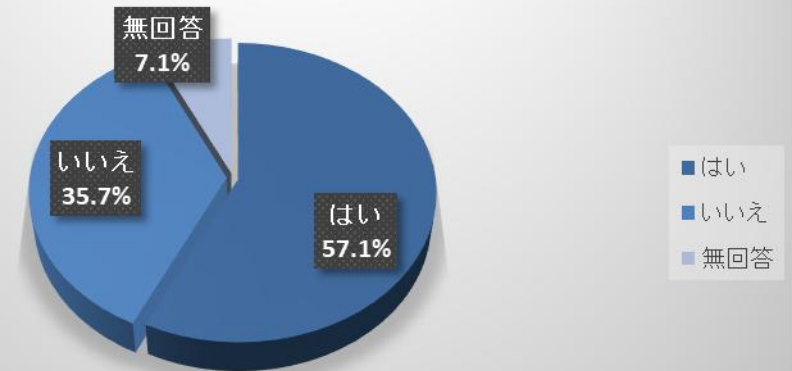
# 入院時「あんしんセット」の持参状況

⑦入院時、介護保険証+健康保険証+ケアマネの名刺をセットで持参していましたか



あまり持参せず  
**75% (21医療機関)**

⑦一ア持参していなかった患者・家族に対して病院から周知しましたか



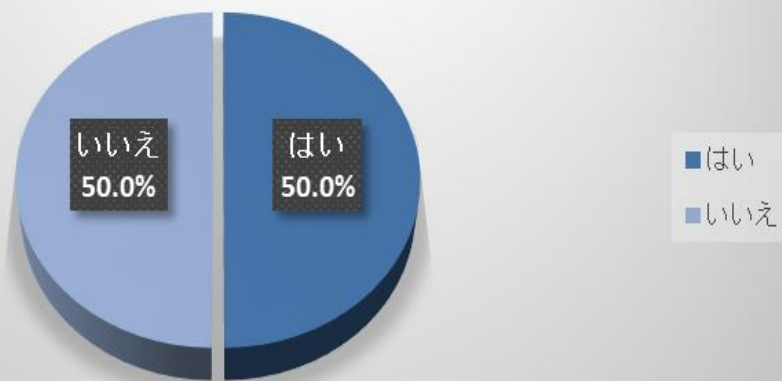
**はい (周知した) 57.1% (16医療機関)**

## 【いいえ (周知しなかった) の理由】

- ・口頭確認ができたため。
- ・入院対応時が看護師であることから伝えるタイミングを逃している。
- ・院内でのルールについての周知不足、周知する時間がない。
- ・統一されたケース等あればよいが、ケアマネの名刺は高確率で持参なし。

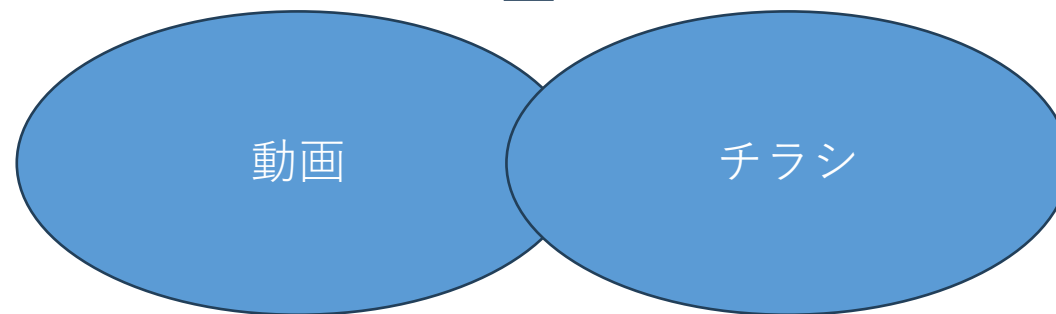
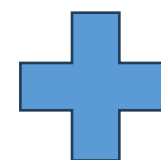
# 退院調整ルールのお知らせ・共有状況について

⑧病院内で退院調整ルールが周知されていますか



「はい」(周知されているとした回答)

- ・ 部内研修による周知、手引きの設置
- ・ 長年の伝達
- ・ 退院調整看護師より、各病棟へ伝達し周知
- ・ 看護部、コメディカル部それぞれの勉強会を活用して周知している
- ・ 電子カルテへ取り込み、共有している



# うまくいっていること・困っていること

## 【うまくいっている点】

- 多職種での情報共有による支援が可能
- 入院前情報による早期の退院支援に役立っている
- ケアマネ等との連携がスムーズになっている

## 【困っている点】

- 情報共有シートの有無やその内容  
(依頼してももらえなかった、急性期病院からの転院時あまり届かない、届いても(個人情報保護の観点から)氏名等が隠され本人情報が判断しにくい、内容が詳細でない場合がある 等)
- 情報を送ることが目的となっている場合がある
- 患者または家族が事業所または担当ケアマネがわかっていない方がおり、担当ケアマネ探しに苦渋することがある 等

# 退院調整ルール運用について今後必要なこと

## 【①ルールの周知や情報共有】

- 職員の異動や新規採用職員も出てくるため、全体での説明会等があるとありがたい。
- 医師や病棟への連携の必要性の周知
- 新人職員や病棟看護師への周知（精神科の参加希望）

- 今年度より参加対象として  
医師への参加を呼びかけ
- 精神科病院への積極的参加を依頼

- 退院調整ルールについての  
説明動画/チラシの作成および共有
- 新年度4月に動画の公表先のURL  
を周知

## 【②情報共有シートの活用】

- 退院して間もなく入院した場合の情報提供の必要性
- 必要に応じた活用

必ずしも活用しなければならないという訳ではなく、  
**必要時に必要な情報をやり取りするため・伝えるた  
めのツールの1つとしての活用を！**

→情報共有シートの「シート」ではなく  
**『情報共有』の部分を大事に**

### 【③関係者との連携】

- 医療機関、居宅、包括、行政等との顔の見える関係づくりの必要性
- 顔の見える関係づくり

年1回の本会議  
顔を合わせて話し合う機会づくりの継続

### 【④その他（他圏域との連携）】

- 県北の病院と他圏域の病院では温度差があると感じている。

県中保福へ圏域外からの退院調整の連絡があった  
対象者の対応について県中圏域内（退院調整ルール参加）医療機関へ再度周知・協力依頼

# 退院調整ルールについて

## 〈目的〉

要介護・要支援状態の患者が自宅等に退院するための準備をする際に、**病院からケアマネージャーに着実に引き継ぐための情報共有のルール**であり、病院関係者と在宅関係者が連携してルールを実践することで、引継ぎがなされないまま退院し、在宅での生活や療養に**困る患者および家族**をなくすことを目的としている。

# 退院調整ルールについて

- 説明資料は県北保福HPへ掲載。

→内部周知・教育等へ動画と併用して適宜活用

## 福島県県北医療圏 退院調整ルール

～病院と地域における切れ目のない連携をめざして～



## 退院調整ルールについて

### 〈目的〉

要介護・要支援状態の患者が自宅等に退院するための準備をする際に、**病院からケアマネジャーに着実に引き継ぐための情報共有のルール**であり、病院関係者と在宅関係者が連携してルールを実践することで、引継ぎがなされないまま退院し、在宅での生活や療養に困る患者および家族をなくすことを目的としている。

# 安心セットについて

福島市・二本松市・伊達市・本宮市・桑折町・国見町・川保町・大玉村にお住まいの皆さまへ

## 退院調整ルールを活用しましょう

### 退院調整ルールとは？

- 患者さんが退院する際に、必要な介護保険サービスをすぐに受けられるようにするための、県北地域における連携のしくみです。
- 病院とケアマネジャーが、患者さんの入院時から情報を共有し、退院に向けて、話し合い（カンファレンス）や介護保険サービスの調整などを行います。

患者さんの退院を地域全体で支えるために、「県北医療圏退院調整ルール」をぜひご活用ください。

### 退院調整ルールの流れ

例 ～介護保険サービスを利用している場合～

①「〇〇さんのご自宅での様子をお伝えします。」

②「ご自宅への退院ができるよう患者さんの様子をお伝えください介護セットや訪問介護などのサービス調整をします。」

③「入院しました。」

④「さあさあ退院です。」

⑤カンファレンスやります！

⑥退院調整

⑦退院

### 高齢者ご本人・ご家族、地域の皆さまへのお願い

ご自宅への退院をスムーズに進めるために

**患者さんが入院した時から、なるべく早く病院とケアマネジャーが連絡を取り合う必要があります。**

介護保険認定を受けていない方もご安心ください。状態により介護保険サービスの利用手続きなど、病院とケアマネジャーが連携し、支援します。

### 皆さまへのお願い

- 入院したらケアマネジャーへ連絡しましょう。
- 「医療介護あんしんセット」として以下のものをまとめておきましょう。

### あんしんセット

- ①医療保険の保険証（資格確認書）または マイナ保険証
- ②介護保険証
- ③担当ケアマネジャーの名刺
- ④かかりつけ医の診察券
- ⑤お薬手帳

### 退院調整ルールに関する問い合わせ先

県北保健福祉事務所 保健福祉課 高齢者支援チーム  
 電話：024-534-4156  
 ○○市町村 ○○課 ○○係  
 電話：○○-○○-○○○

## さいごに

- 退院調整を担当する部署および担当者は、日々忙しい中で対象者と関わり、支援を考えています。
- 部内外を問わず連携していくことはもちろんのこと、ルールを理解し運用していくことが大切です。
- 地域で医療・在宅支援を必要とする方々が、安心して生活するためには、引き続き皆さんの連携・協力が必要です。
- 今後も退院調整ルールの理解、それに基づいた支援を続けていただければと思います。

# 参考

- 福島県県北医療圏  
「退院調整ルール」の手引き  
(令和7年3月 策定版)

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21110a/taiintyousei.html>

The screenshot shows the Fukushima Prefecture website. At the top left is the Fukushima Prefecture logo. To its right are navigation links: 'はじめての方へ', 'Foreign language(English, 簡化字, 繁體字, 한국어)', and 'サイトマップ'. Below these are three main menu items: 'くらし・環境', '震災・復興', and '防災・安全'. A breadcrumb trail reads: '現在地 ホーム > 組織でさがす > 県北保健福祉事務所(県北保健所) > (県北医療圏) 退院調整ルール'. The main heading is '(県北医療圏) 退院調整ルール'. Below this is a sub-heading '(県北医療圏) 退院調整ルール'. The main text explains that the rules are for ensuring necessary nursing care services are available at discharge. It mentions that hospital and care managers share information from admission to discharge through conferences. The rules are developed by hospitals, care managers, municipalities, regional support centers, and related organizations to support discharge for all. A green banner below states: '県北医療圏「退院調整ルール」の手引き(令和7年3月版)を発行しました'. A list of links follows: '見直しの内容[PDFファイル/689KB]', '県北医療圏「退院調整ルールの手引き」<一括>(令和7年3月版)[PDFファイル/1.29MB]' (highlighted with a red box), '県北医療圏「退院調整ルールの手引き」<本文>(令和7年3月策定)[PDFファイル/408KB] (P.1~10)', 'ルールの流れ[PDFファイル/304KB] (P.11~14)', '「情報共有シート」[Excelファイル/2.89MB] (P.16~17)', and '「関係機関等一覧」[PDFファイル/455KB] (P.18~33)'.